

# 近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢収取

——秩父郡太田部村、葛飾郡下野村・平須賀村の事例——

児玉典久

はじめに

## 一 秩父郡太田部村の徵租法と年貢

- (1) 永高検地に基づく徵租法の特徴
- (2) 伊奈氏の徵租法（反取法）
- (3) 戸田忠昌（後の岩槻藩主）支配期の年貢

## 二 葛飾郡下野村の新田開発と年貢

- (1) 初期新田開発期の年貢
- (2) 元和元年検地以降の年貢

## 三 水田地域平須賀村における伊奈氏の年貢収取

- (1) 水田地域の反取法（慶長期）
- (2) 寛永四年検地と本田の増徵
- (3) 寛永十四年検地と新田の増徵

終わりに

はじめに

徳川氏は、天正十八年の関東入封以降、その直轄領の年貢収取においては、その在地の地域性や経済構造に対応した①永高を基準にした永高法、②石高を基準にした厘取法、③反別を基準にした反取法を採用した<sup>(1)</sup>。永高法は、関東では上野・武藏・相模国山間地域、それ以外では、遠江・駿河・三河の山間地域など広範囲で実施されている。武藏における永高法の研究は、和泉清司氏により、永高制検地の実態、年貢割付状の諸形態、年貢収取体系の検討を通して、永高制が石高制との関連において、石高制に適合したものであるという報告がなされている<sup>(2)</sup>。一方、佐藤孝之氏は、北遠江幕領のうち阿多古領、西手領、三倉領、大居領における永高制及びその年貢収取の実態を年貢皆済等をもとに分析し、永高制下における年貢量変動の要因として、引高・見取の増減、検地による打出の他、①永対錠の換算比、②有高に対する割増・割引徵収、③永盛の引上げがあると報告し、関東の永高制に関する研究では、①③に関して全く明

らかにされていないとしている。川鍋定男氏は、関東における三つの徵租法の方式を具体的に報告し<sup>(3)</sup>、特に反取法については、慶長期

伊奈備前守による反取法実施が契機になったと指摘し、一般的にみられる寛永中、寛文・延宝期の徵租法の反取法への転換の要因については、畠方年貢徵収に矛盾がおり、その矛盾を反取法によつて克服し、畠方年貢の増徵を意図したものであるとしている。伊奈氏の反取法の研究については、まだその事例研究の報告は少ないが、坂田英昭氏は、伊奈氏支配武州葛飾郡平須賀村年貢割付状の検討を通して、その貢租動向を報告しているが、その中で、田畠各品位に二つの反取があり、不安定な東部低地帯の実情に対応した年貢徵収であるとし、伊奈氏の施政として看過できない点であると指摘している<sup>(5)</sup>。また代官頭（関東郡代）としての伊奈氏研究は、村上直氏<sup>(6)</sup>、本間清利氏、和泉清司氏<sup>(7)</sup>、小沢正弘氏<sup>(8)</sup>を中心、代官頭の歴史的役割、古文書学的考察、新田開発政策等多くの成果があげられているが、伊奈氏の徵租法と年貢收取の研究はまだ少ない。

以上のような研究成果をもとに、本稿では、近世前期武藏幕領のうち伊奈氏<sup>(10)</sup>支配の西部山間地域太田部村と東部低地下野村、平須賀村の年貢收取を、残された検地帳や年貢割付、皆済から具体的に分析し、佐藤氏の指摘した永高制下における年貢量変動の要因を関東永高制の地域において検討するとともに、坂田氏の指摘した東部低地における伊奈氏の反取法の特徴を再検討しようとするものである。

## 一 秩父郡太田部村の徵租法と年貢

太田部村は、秩父郡の北西部に位置し、北に神流川が流れ上州と境を接する山村であり、徳川氏関東入封以来の直轄領で伊奈氏の支配をうけていた。検地は、伊奈氏のもとで、慶長三（一五九八）年と寛文二（一六六二）年に二度実施されている。太田部村の年貢割付状は寛永十五年以降、年貢皆済は寛永以降のものが残っているが、今回の分析では寛文・延宝期までを対象とした。また永高法から反取法に徵租法の転換がなされるが、その契機となつた寛文二年の検地までを第Ⅰ期、寛文検地以降寛文十年の伊奈氏支配までを第Ⅱ期、幕領から一時戸田氏支配になり代官の交代がみられる寛文十一年以降を幕領支配との参考比較に第Ⅲ期として検討していきたい。

### （一）永高検地に基づく徵租法の特徴

この時期の年貢割付状は、寛永十五年を初見とし、万治二年まで一点残されている。この時期の割付状は、和泉氏も紹介しているが次のようなものである。

#### （史料1）

寅年太田部郷御年貢可納割付之事  
一 永拾五貫五百八拾屯文 高辻

内  
丑之河かけ

一永壱貫貳百八十九文

高外納

納合拾六貫貳百八拾四文 寅之納

以上

右如是相定上者、極月十日を切而

急度可致皆済候、若其過於無

沙汰者、以譴責可申付者也、仍如件、

寛永十五年

寅霜月朔日  
大金兵(久綱)  
伊半十(忠治) (黒印)

名主百姓中迄

(文書館収蔵新井家文書No.一五九六)

ここでいう高拾五貫五百八十九文は、慶長三年の永高制検地に基く年貢高であり、そこから損免分としての川欠七拾七文を引いた

ものに、高外納として永壱貫貳百八拾文を加えたものがこの年の納高になっている。では高外納とは何だろうか。次の史料は、正保二年と三年の年貢割付状である。

(史料2)

酉年太田部御年貢可納割付事

一永高拾五貫五百八拾壱文 高辻

内百七文

川欠

残拾五貫四百七拾四文 定納

外永七百七拾四文

高の外五分上ル

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

納合拾六貫貳百四拾八文

右如此相定上者、霜月廿日切而

可致皆済、若其過於無沙汰

以譴責可申付者也、仍如件、

正保二年

伊半十(忠治) (黒印)

酉霜月三日

名主百姓

(史料3)

戌年太田部御年貢可納割付事

内

永百七文

永壱貫五百四拾七文

川かけ  
免壱つ引

残拾三貫九百貳拾七文

戊納

右如此相定上者、霜月廿日を切而可致皆済、若其過無沙汰、以譴責可

申付者也、仍如件、

正保三年戌霜月三日

伊半十(忠治) (黒印)

名主百姓中

(文書館収蔵新井家文書No.一五〇八)

このように、正保二年には、年貢高永拾五貫五百八拾壱文の五分にあたる七百七拾四文が割増され、正保三年には、一割にあたる一

表1 太田部村第Ⅰ期年貢高表

発給年月日	本途年貢永高	損免引	割引	残	高外納(割増)	納合	代官
寛永15.霜	15貫581文	77文丑河かけ		15貫504文	1貫280文	16貫784文	大金兵・伊半十
17.10	15 581	77丑河かけ		15 504	930	16 434	伊半十
18.10	15 581	77文川欠		15 504	620	16 124	伊半十
19.霜	15 581	77川欠30文 千年 屋敷荒	3貫95文	12 379		12 379	伊半十
正保2.霜	15 581	407文川欠		15 474	774 (高の5分)	16 248	伊半十
3.霜	15 581	107文川欠	1 547 (免1つ引)	13 927		13 927	伊半十
4.霜	15 581	170文川欠	1 547 (畠免1つ引)	13 927		13 927	伊半十
承応3.11	15 581	157文川欠 114文午の水押		15 310	764 (高の5分)	16 75	伊半左
明暦2.10	15 581	157文川欠		15 424	700	16 124	伊半左
万治元・霜	15 581	157文川欠	4 000 (畠免)	11 424		11 424	伊半左
2.10	15 581	157文川欠 274文亥川欠 333文当水押	2 300 (畠免)	12 517		12 517	伊半左

(新井家文書・太田部村年貢割付状をもとに作成・大金兵は大河内久綱、伊半十は伊奈忠治、伊半左は忠治の子忠克)

貫五百四拾七文が割引されている。このような割増や割引は、この時期毎年みられ、それが毎年の納高の微妙な変動になつていて。第Ⅰ期の年貢收取の動向をまとめたのが表1である。しかし、寛永—慶安期の北遠江幕領にみられる大幅な割増による年貢増徴と承応—寛文期にみられる大幅な割引による年貢後退の傾向は、太田部村にはみられない。また、その割増・割引も一割や五分といった小さなもので、幕府にしろ伊奈氏にしろ、北遠江幕領にみられた増徴や後退の意図はみられない。

#### (二) 伊奈氏の徵租法(反取法)

太田部村では、寛文二年に検地が実施された。と同時に、他の幕領地域同様、徵租法も永高法から反取法に転換され、年貢高は永高表示とともに石高表示がとられるようになつた。また、従来から認められていた小物成(臨時・浮役)の記載もみられる。この時期の年貢割付状の初見は、寛文五年のものであり、第Ⅱ期、第Ⅲ期とともに、この形式の割付状が出されている。

#### (史料4)

已之年太田部村御年貢可納割付之事

永拾六貫四百八拾九文

一高八拾武石四斗四升五合

田畠屋舗共

此わけ

中畠三町武反式拾六歩

内式拾五歩 辰ノ川欠

残三町武反堀歩

六十文取

此取壱貫九百武拾文

外百拾武文

上木

一永四百四拾文  
右二割出目

一永七百四拾四文  
わけ

下畠拾老町四反八畝武拾武歩

内壱畝拾八歩  
辰ノ春道ニ成

残拾老町四反七畝四歩

四拾文取

右如斯相定上者、霜月中を  
切而急度可致皆済、若其  
過於無沙汰者、以譴責可申

此取四貫五百八拾九文

外四百拾壱文

上木

一永四百四拾文  
右二割出目

伊左門（黒印）

下畠拾老町六反五畝拾九歩

内武畝壱歩  
辰ノ川欠

残七拾老町六反五畝拾九歩

拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

此取七貫百六拾六文

外壱貫百五拾四文  
上木

上木

一永四百四拾文  
右二割出目

伊左門（黒印）

上木昌七反武畝四歩

三拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

此取式百拾六文

拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

萩畠三畝歩

拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

屋敷老町老畝拾三歩

百武拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

此取壱貫式百拾七文

拾文取

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

取永合拾六貫七百八拾八文

内壱貫六百七拾七文  
上木

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

外

役綿本代

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

一永四百武拾文

右六割二分出目

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

一永武百六拾文

紙舟役本代

寛文五年  
霜月十五日

太田部村

伊左門（黒印）

萩畠 (3畝7歩)		屋敷 (1町1畝13歩)		高外 (上木)	納合	小物成 (臨時浮役)	代官
反取	取永	反取	取永				
10文	3文	120文	1貫217文	1貫677文	16貫788文	4貫64文	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	21 618	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	16 682	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	21 617	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	20 722	↓	伊左門
20	6	120	1 217	1 456	28 858	↓	戸田氏支配 佐□茂左衛門他2名
20	6	125	1 268	1 456	29 69	↓	不明
20	6	120	1 217	1 456	26 640	↓	中与惣右衛門他1名
20	6	120	1 217	1 456	25 205	↓	幕領 松田久兵衛他1名

(新井家文書太田部村年貢割付状をもとに作成、伊左門は伊奈忠常)

し、太田部村の年貢増徴はすぐには軌道にのらなかつたものとみられる。表3は、寛永四年から残っている太田部村の年貢皆済の動向をまとめたものである。幕府(伊奈氏)にとって、年貢増徴を意図した寛文二年の検地であり反取法への転換であったが、検地後寛文三年の皆済量は小物成を含めても一六貫九五三文と、寛文元年に比べて大幅な年貢後退を示し、寛文四・五・六年の皆済は、寛文十年六月まで遅延していることがわかる。このような年貢皆済の遅延は、北遠江幕領でもみられ、佐藤氏は、土豪農民の抵抗と代官の譲歩によるものであると指摘している。おそらく太田部村でも、幕府(伊奈氏)の年貢増徴に対する土豪層の抵抗があつたと考えてよいのではないか。伊奈氏発給の年貢割付状が寛文十年を最後に、寛文十一年からは代官の交代が行われている(後の岩槻藩主戸田忠昌支配)のは、その影響かもしれない。

### (三) 戸田忠昌支配期の年貢

寛文十一年以降、この第Ⅲ期は、短期間ではあるが、幕領から戸田忠昌(寺社奉行、後の岩槻藩主)の支配に移つた時期である。この時期の年貢割付状からみると、伊奈氏のあとを引き継いだ戸田氏代官の交代がひんぱんに行われるとともに、割付状の発給者である代官が連名になつてゐるが、割付状の形式は伊奈氏支配時のものを引きついでいる。しかし、第Ⅱ期にできなかつた反取の引上による積極的な増徴が実施されているのが特徴である。

(史料5)

表2 太田部村第Ⅱ・Ⅲ期年貢高表

発給年月日	本途年貢石高 (永高)	中畠 (3町2反26歩)		下畠 (11町4反8畝2歩)		下々畠 (71町6反7畝20歩)		上木畠 (7反2畝4歩)	
		反取	取 永	反取	取 永	反取	取 永	反取	取 永
寛文5. 霜	82石4斗4升5合 (16貫489文)	60文	1貫920文	40文	4貫589文	10文	7貫166文	30文	216文
7. 霜	↓	70	2 240	50	5 736	15	10 749	30	217
8. 霜	↓	52	1 664	37	4 244	11	7 882	30	216
9. 10	↓	70	2 240	50	5 736	15	10 749	30	216
10. 霜	↓	60	1 920	45	5 162	15	10 748	30	216
11. 10	↓	70	2 240	50	5 736	25	17 914	40	289
12. 10	↓	75	2 400	55	5 736	25	17 914	40	289
延宝8. 11	↓	75	2 402	48	5 506	22	15 764	40	289
天和2. 11	↓	75	2 400	48	5 506	20	14 331	40	289

武州秩父郡太田部村亥年  
物成可納割付之事  
永高拾六貫四百八拾九文  
高八拾武石四斗四升五合

中畠三町武反武拾六步  
内武拾五步  
此反別

辰川欠引  
中畠三町武反武拾六步  
内武拾五步  
此取永武貫武百四拾文  
外百七文  
残三町武反壹歩

外百七文  
内壹畠拾八步  
下畠拾壹町四反八畝武拾武歩  
此永五貫七百三拾六文  
外四百六拾壹文  
残拾壹町四反七畝四歩  
内武畠壹歩  
下畠七拾壹町六反七畝武拾步  
此永拾七貫九百拾四文  
外八百八拾八文  
上木畠七反武畠四歩  
此永武百八拾九文  
萩畠三畝歩

辰川欠引  
上木代  
武拾五文取  
辰川欠引  
上木代  
四拾文取

表3 太田部村年貢皆済高表

年代	発給年月日	本途				小物成	納高計
		綿本代	荅(斗)	金納	納合		
寛永4	寛永4.極.11	210文	20文(1斗)	14両3分 (江戸判)		4貫64文	
15	15.極.24	↓	44(2斗2分)	16貫740文		↓	20貫498文
17	17.12.28	↓	58(2斗9升)	16 166	16貫434	↓	20 188
18	18.極.21	↓	58(2斗9升)	15 856	16 124	↓	16 443
19	19.極.20	↓	29(1斗4升5合)	12 14	12 379	↓	17 681
20	20.12	↓	58(2斗9升)	13 349	13 619	↓	17 526
21	21.極.27	↓	↓	13 194	13 462	↓	20 312
正保2	正保2.極	↓	↓	15 980	16 248	↓	17 991
3	3.極.晦	↓	↓	13 659	13 927	↓	17 991
4	4.極	↓	↓	13 659	13 927	↓	19 488
慶安元	慶安元.極	↓	↓	15 156	15 424	↓	19 796
2	2.極.20	↓	↓	15 464	15 732	↓	19 951
3	3.極	↓	↓	15 629	15 887	↓	20 105
4	4.極	↓	↓	15 783	16 41	↓	17 174
承応元	承応元.極	↓	↓	12 842	13 110	↓	19 951
2	2.極	↓	↓	15 619	15 887	↓	20 139
3	3.極	↓	↓	16 17	16 75	↓	20 253
明暦元	明暦元.極	↓	↓	16 131	16 189	↓	20 188
2	2.極	↓	↓	16 66	16 124	↓	16 488
3	3.極	↓	↓	12 366	12 424	↓	15 488
万治元	万治元.極	↓	↓	11 366	11 424	↓	15 714
3	3.極	↓	↓	11 592	11 650	↓	19 214
寛文元	寛文元.極	↓	↓	15 92	15 150	↓	
3	3.12.29	↓	↓		12 889	↓	16 953
4	10.6.晦	↓	52(2斗6升)	16 736	16 788	↓	20 852
5	10.6.晦	↓	54(2斗7升)	16 513	16 567	↓	20 631
6	10.6.晦	↓	52(2斗6升)	16 736	16 788	↓	20 852
8	8.極.25	↓	54(2斗7升)		16 682	↓	20 746
11	12.4.朔						34両鑓945文
12	13.2.29						34両1分
延宝元	延宝2.3.8						31両3分錢26文
2	3.3.8						29両錢716文
3	4.3.22						40両1分錢719文

(新井家文書太田部村年貢皆済をもとに作成)

此永六文

武拾文取

屋敷老町老畠拾三歩

此永老貫式百拾七文

百式拾文取

永合式拾八貫八百五拾八文

内老貫四百五拾六文

上木代入

外

一永四貫六拾四文

小物成

右之通、当物成相究候間

村中大小之百姓寄合、高下

無之様致小割、霜月中急度  
可有皆済者也、

寛文十一亥十月

佐茂左衛門（黒印）

中金右衛門（黒印）

広彦右衛門（黒印）

太田部村

名主百姓中

（文書館収蔵新井家文書No.一六六二）

表2から、第Ⅲ期の年貢收取の動向をみると伊奈氏支配、寛文十

年の年貢納高（小物成含まず）二〇貫七二二文に比べて、寛文十

年には、二八貫八五八文、寛文十二年には、二九貫六九文と四〇%  
ほどの増徴を示している。そして、この増徴の要因は、毎年行われ  
た反取の引上であり、伊奈氏から戸田忠昌支配にかわったことがそ

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

の契機となつた。このような増徴が可能であったのは、検地によつて示された畠年貢高と実際の生産高との乖離が考えられ、幕府・伊奈氏の意図した反取法による年貢増徴は、寛文期後半の戸田氏支配期に達成されたことになる。その後、天和二年以後太田部村は再び幕領（代官松田氏）になるが、年貢納高の大幅な変動がみられないことから察すると、たとえ伊奈氏による支配が続いたとしても、この時期に、増徴は達成されたものと思われる。

## 二 葛飾郡下野村の新田開発と年貢

下野村は、武藏国葛飾郡幸手領に属し、古利根川左岸の自然堤防上の村であり、文禄三（一五九四）年の利根川第一次改修によって利根川の主流が古利根川筋から権現堂川や庄内川筋になつたことから、新田の開発が伊奈氏のもとで促進された地域である。元和元（一六一五）年には、伊奈忠治のもとで検地が実施され、年貢割付状は慶長十三年伊奈忠次発給のものを初見とし、多く残されている。<sup>⑫</sup>その他、新田開発関係の文書も残されている。ここでは、伊奈忠次忠治支配の慶長・元和期の年貢割付状を分析することにより、下野村の貢租動向、伊奈氏の徵租法と年貢收取を検討してみたい。

### (一) 初期新田開発期の年貢

この時期の年貢割付状は、新田割付状を残すのみであり、下野村全体の貢租動向をつかむことはできない。しかし、慶長期における新田開発の実態とその貢租動向をしる上では重要と思われる。幸い

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

一〇

(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)

にも、年貢割付状は慶長十三年以降、慶長十九年まで全部残つてゐる。この時期の徵租法は次の通り、田方米納・畠方永納を基本とした反取法が採用されている。

(史料6)

申年下ノ村將監新田可納御年貢割付事  
(慶長十三年)

下田八町八反四歩

高

此内四町老反六セ拾六步  
(破損)

不作

同壱町〔〔破損〕〕

付荒

残三町五反〔〔破損〕〕

付荒

此取合五石□斗四升壹合

高

下畠三町九反三セ廿九歩

付荒

此内六反歩

高

残三町三反三セ廿九歩

付荒

此取老貫百六十八文

卅五文取

屋しき七セ歩

高

此取卅五文

五十文取

永合老貫式百三文

右如此相定上ハ、十一月廿日を切而、可致

皆済、若其過於無沙汰ハ、(總)鑑責以急

度申付者也、仍如件、

申霜月五日

伊備前(忠次)  
(花押)

伊備前(忠次)  
(花押)

名主百姓中

(史料7)

西年砂原新田御年貢可納割付之事  
(慶長十四年)

下田合三町七反九畝廿九歩

本高

上毛壱町式反歩

三つ半

此取四石式斗也

中毛壱町歩

三つ半

此取式石五斗也

式つ半

此取式石五斗也

式つ半

此取式石九斗八升也

式つ半

此取式石九斗八升也

式つ半

此取式石九斗八升也

式つ半

此取合八石六斗八升

式つ半

此取合八石六斗八升

式つ半

此取合八石六斗八升

式つ半

此取九百卅三文

式つ半

屋敷七畝歩

式つ半

此取卅五文

式つ半

右如此相定上ハ、十一月廿日を切而、可致皆済

若其過於無沙汰者、(總)鑑責を以急度可

申付者也、仍如件、

西十月

伊備前(忠次)  
(花押)

伊備前(忠次)  
(花押)

名主百姓中

(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)

不入ニ申付候事、  
(慶長十三年)  
申二月四日(13)

伊備前  
(忠次)  
(花押)  
(黒印)

名主慶作

同 将監

この将監新田と砂原新田は、利根川第一次河川改修によって開発された古利根川筋の新田であり、その開発の状況は、次の史料よりしることができる。

(史料8)

元禄九年子ノ十一月 下野村將監新田開発覚

一下總国猿嶋郡幸手領内御新田、伊奈備前様御取立之御新田ニ御

座候、依之慶長元年(十三カ)ニ御見分被遊、其以後八甫村下野村砂原通

り利根川之義関宿境宇和田村へ御廻シ、段々御新田御取立被遊

候而後ニ武藏国葛飾郡と替り申候、弥以、伊奈備前様より下野村

新田七年之間諸役不入之御黒印 慶作將監頭戴仕、(後 略)

(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)

次のような、彦右衛門新田の見取年貢願が將監等より出されている。  
((1))でいう諸役とは田租以外の課役のことであり、翌西年に(慶長十四年)は、

(史料10)

覚

下田三町七百九畝廿九歩

薬師山より宮田通り

下島三町壹反廿九歩

砂原利根川通り

屋敷七畝歩

西海子堂海通り

是ハ慶長元年申ノ二月発

(十三カ)

三口合六町九反七畝廿八歩

右下總国猿嶋郡幸手領下野村彦右衛門新田

田畠開発之場書上ヶ申候、御見取ニ御年貢

米永奉願上候、以上、

酉ノ二月日

寺

福正院

彦右衛門代

將監

百姓

縫之助

同

弥次右衛門

(史料9)

以上

下之村彦右衛門

新田之事

七年之間、諸役

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

表4 第Ⅰ期下野村新田年貢高表

年代	下田		下島		屋敷		米合	永合
	反取	取米	反取	取永	反取	取永		
慶長13申 将監新田	[ ] [ ]	5石0斗4升1合 [ ]	35文	1貫168文	50文	35文	[ ]	1貫203文
14酉 砂原新田	上毛3斗5升 中毛2斗5升 下毛2斗	4石2斗 2石5斗 1石9斗8升	30文	933文	50文	35文	8石6斗8升	85文
15戌 砂原新田	3斗5升	8石3斗6升	30文	864文	100文	70文	8石3斗6升	934文
16亥 砂原新田	3斗	10石8斗	35文	1貫241文	100文	70文	10石8斗	1貫311文
17子 砂原新田	2斗 3斗	3石4合 7石3斗2升	25文 35文	143文 1貫152文	100文	70文	10石3斗2升4合	1貫363文
18丑 砂原新田	2斗 3斗5升	1石9斗4升2合 11石1斗5升4合	25文	953文	100文	70文	13石6升6合	1貫23文
19寅 砂原新田	3斗5升 2斗	10石6斗4升9合 1石7斗5升	30文	1貫100文	100文	70文	12石3斗9升9合	1貫170文

〔小島家文書、下野村新田年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積等は省略した。慶長16年から下田（3町7反9畝29歩→4町5反3畝29歩）下島（3町1反29歩→4町1反4畝13歩）の総面積が増加した。〕

同修理  
同但馬  
角之助

(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)

この見取の結果出された年貢割付状が酉年砂原新田年貢割付状（史料7）であると思われる。つまり、ここでいう彦右衛門新田と砂原新田は同一のものであり、それは、（史料7）と（史料10）の田島屋敷の反別が一致することからもうかがえる。以上、慶長期下野村の新田開発の過程をみてきた。つぎに、将監新田の年貢割付状は慶長十三年のみしか残っていないが、砂原新田年貢割付状によつてこの時期の年貢收取をみてみると表4のようになる。全体的に、わずかずつであるが増徴の傾向があることがわかる。慶長十六年以降の増徴は、下田・下島の面積が増加したことが大きな理由である。米永の反取についてみると、上昇を示しているのは五十文から百文になった屋敷のみで、下田、下島については不安定であったといわざるをえない。とくに、下田においては、慶長十四、十七、十八、十九年と2・3通りの反取によつて年貢を賦課しているのである。ここには、坂田氏の指摘したような、不安定な東部低地帯の実情（その年度の作柄・立地、品位の変化、水損等による品位の劣化）に対応した、伊奈氏の年貢收取の一端をみることができる。2・3通りの反取をとり入れることによる年貢の安定、つまり後退の防止

のために、不安定な東部低地でみられた年貢の安定徵収をめざすための2・3通りの反取賦課は、この時期を契機に伊奈氏の特徴的な徵租法として、広汎にみられるようになる。

(二) 元和元年検地以降の年貢

下野村では、元和元年、伊奈忠治のもとで検地が実施され、新田畠の検地を中心に、新しい組入れが行われた。この間、將監と慶作開発新田の内、慶作分田地百姓は上高野村の高に組入されている。それらの事情は次の通り（史料8のつづき）である。

其上、伊奈備前様御役人木村彦右衛門殿、下ノ村新田御奉行被

遊候間、慶作将監兩人ニ田地開発被仰付候所ニ、慶作座頭存寄

ハ拙者組下之百姓田地別而指分ケいたし、慶作新田と分ミ名

乗申度と願上ヶ、八拾弐年以前卯年伊奈半十郎様御檢地御入被

遊候節、右之田地御打訳上高野高ニ組合御打入被下候御事

一 慶作子共主水代迄名主役勤來候得共、主水勤方不埒ニ付、五

拾弐年以前酉ノ年名主役被御召上、其子孫干今百姓役勤寵有、

向論先規指上ヶ之時分慶作百姓田地下野村將監開發耕地へ出作

田地ニ罷成、  
(後 略)

こうして、検地によつて新たに打出された田畠反別にもとづいて出された年貢割付状は、次のように、本田分と新田分を分けて記載したものになつてゐる。

(史料11)

卯年下野村御年貢可納割付之事  
(元和元年)

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

上畠壱町五反武畠武歩 三十文取

此取四百五十六文

中畠武町八反武畠廿三歩

廿文取

此取五百六十五文

下畠拾武町四反武畠廿七歩

内九反老畠廿七歩

残拾老町三反老畠廿三歩

十五文取

此取老貫六百九十八文

屋敷六反老畠拾七歩

此取六百拾六文

永合三貫三百卅五文

同所新田

中田六反六畠拾三歩

此取老石六斗六升

下田拾町八反三畠五歩

武斗五升取

残八町八反三畠三歩

付荒當発

此取拾七石六斗六升武合

内壠町五反六畠八步

米合拾九石三斗武升武合

四反四畠四步

永合三貫三百廿五文

付荒當発

右如此相定上ハ、霜月廿日を切而可致皆済候、若其過於無沙汰者、譴責を以可申付者也、仍如件、

元和元年

表5 第Ⅱ期下野村年貢高表

年代	本田				新田			米合	永合
	上畠反取	中畠反取	下畠反取	屋敷反取	中田反取	下田反取	新開発等		
1町5反2畝2歩	2町8反2畝14歩	12町4反2畝27歩	6反1畝17歩	6反6畝13歩	10町8反3畝15歩				
元和元卯	30文	20文	15文	100文	2斗5升	2斗		19石3斗 2升2合	3貫335文
2辰	35文	25文	15文 16文	100文	2斗5升	2斗 1斗5升(卯発)	下田1町 5反(卯発)	22石5斗 4升8合	3貫264文
3巳	40文	25文	15文	100文	2斗5升	1斗 1斗5升		15石7斗 2升6合	3貫794文
4午	45文	30文	15文	100文	4斗	3斗 1斗(辰発)	下田 3段6畝22歩 下田 4畝10歩 (辰・巳発)	35石4斗 7升4合	3貫931文
5未	45文	30文	20文	100文	4斗	3斗 2斗(辰・巳発)	下田 3反6畝22歩 (辰・巳発) 下島 4畝10歩 (巳発)	35石3斗 3升3合	4貫550文

(小島家文書下野村年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積、取米・取永は省略した。新田分下田の2つの反取は、新開を高入したことによる。)

卯霜月三日

伊奈半十(忠治)(黒印)

名主百姓中

(杉戸町小島滋道氏所藏文書)

この時期の年貢収取の動向をまとめたのが表5である。米納、永納とも大幅な増徴をよみとることができ。元和元年と五年を比べると、米納で約八〇%、永納で約四〇%増徴している。この要因には次の二点があげられる。第一に、元和元年検地後も、卯発、辰発、巳発と新田開発が行われ新田が増加したこと、第二に、反取の引上である。また、反取の引上、安定と対象的に、この時期には、二通りの反取は、元和二年の下畠と三年の下田のみであまりみられないことから、生産基盤としての新田等の安定化も考えられよう。

以上、下野村の慶長・元和期における年貢収取をまとめるに次ぎようになる。幸手領下野村では、慶長期以降、新田開発がさかんに行われ、年貢収取が行われたが、その徵租法は反取法であった。しかし、その新田としての生産性の不安定から、伊奈氏は2・3通りの反取を採用し、年貢収取の安定化をはかった。元和期になると、検地による打出の他、新田開発の継続による耕地の増加、新田の安定、反取の引上が行われ、大幅な年貢増徴が実施された。

### 三 水田地域平須賀村における伊奈氏の年貢収取

平須賀村は、古利根川と中川(権現堂川、庄内川)の中間に位置

し、中川の自然堤防上にある村である。天正十八年の徳川氏閔東入封により直轄領となり、伊奈氏の支配となつた。その間、寛永四（一六二七）年、同十四（一六三七）年と二度の検地が行われている。伊奈氏発給の年貢割付状は、慶長十（一六〇五）年の上平須賀村年貢割付状を初見に、元禄九（一六九六）年まで多数残っているが、ここではその対象時期を延宝期までに限定して考察してみたい。

便宜上、寛永期の二度の検地を基準に一期、二期、三期に分けることにした。

(一) 水田地域の反取法（慶長期）

平須賀村年貢割付状の初見である慶長十三年のものは、上平須賀村の分のみであり、平須賀村の全容を伝えるものではないが、形式的には、慶長十七年以降に出された平須賀村のものと同じである。徵租法は、先の下野村同様、田方米納、畠方永納を基本とした反取法である。

(史料12)

上平須賀村	<small>(慶長十一年可納)</small>	年貢割付之事
上田壱町歩	此取五石	五つ取 <small>(14)</small>
中田五反歩	此取四石	四つ取
下田壱町壱反 <small>(虫掛)</small> 步	此取武石七斗五升武合	二つ半取
米合拾壱石七斗五升武合		

此ノ表三拾三表式斗武合

此外

近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

田五反歩

水流ニ引

中島武反七畝歩 此代百武拾壱文 四十五文代

下島四町四畝三歩 此代壱貫六百十七文 四十文代

此外四町壱反三畝歩

此代四百九拾文

百代

屋敷四反九畝歩

此代四百九拾文

百代

永立合式貫式百武拾八文

右如此相定之上ハ、十一月廿日を切而、可致皆済  
若於無沙汰ニハ、譲責を以可申付者也、仍如件、

已九月廿一日 上平須賀村

伊備前(忠次)花押

名主百姓中

(史料13)

子年平須賀村御年貢可納割付ノ事

上田武町歩	此内武反五畝歩	五斗五升取
上田壱町歩	此取拾石五斗武升壱合	不作
中田五反歩	此内壱反八畝十五歩	不作
下田壱町壱反 <small>(虫掛)</small> 步	五斗取	不作
此取拾壱石八斗六升八合		
下田九町壱反六畝拾壱歩	此内壱反九畝歩	三斗五升取
残六町九反七畝拾壱歩		

表6 第一期平須賀村年貢高表

年代	上田		中田		下田		上皇		中畠		下畠		屋敷	米合	永合			
	反取	取米	反取	取米	反取	取米	反取	取永	反取	取永	反取	取永						
慶長10 上平須賀村	5斗	5石	4斗	4石	2斗5升	2石7斗5升2合			45文	121文	40文	1貫617文	100文	2貫228文	11石7斗5升2合	2貫228文		
17 平須賀村	5斗5升	10石5斗2升1合	5斗	11石8斗6升8合	3斗5升	24石4斗7合	6石	70文	1貫506文	60文	2貫338文	35文	40文	5貫977文	210文	756文	32石7斗9升6合	10貫783文
18 平須賀村	5斗5升	10石5斗2升2合	5斗	11石5斗6升8合	3斗5升	7石7斗	26石6斗1合	4斗	60文	1貫290文	45文	1貫704文	30文	4貫591文	100文	756文	36石3斗9升2合	8貫346文
19 平須賀村	5斗	9石5斗6升7合	4斗5升	10石8斗6升1合	3斗5升	20石3斗6升4合	5石	60文	1貫291文	50文	2貫9文	35文	3貫851文	100文	756文	45石7斗9升	8貫907文	

(船川家文書平須賀村年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積等は省略した。)

出取武拾四石四斗七合

回  
武町歩

11才取

ト鹽拾五町四反拾步歩

此内四反七畝歩

付荒

四十代

残拾四町九反三畝十一歩

ト鹽長反歩

此代五貫九百七十三文

井田代

此代武百拾文

ト鹽長反歩

此代七百五十六文

百代

屋敷七反五畝十八歩

此代七百五十六文

水かれ

百代

米合五拾武石七斗九升六合  
此表百五拾表武斗九升六合  
此取六石

上鹽武町武反九畝十九歩  
此内鹿反四畝十五歩  
不作  
七十六代

ト鹽長反歩  
此代武百拾文

百代

水合拾貫七百八拾三文

右如此相定之上ハ、霜月廿日以前ニ急度皆

済可申候、若於無沙汰<sup>(繩)</sup>責以可申付者也、仍如件、  
忠治<sup>(忠治)</sup>伊添半十郎<sup>(花押)</sup>  
黒田

十一月十一日

此代武貫三百井八文

中畠四町老畝廿五歩  
此内鹿反九畝歩  
付荒

六十代

残三町八反九畝廿五歩  
此代武貫三百井八文

## 平須賀村納肝煎中

### 百姓中迄

(文書館収藏船川家文書No.九五五)

この時期の年貢收取動向をまとめたのが表6である。慶長十年以降、同十七年の間に、反別面積が増加しているところをみると、上平須賀村を含む村の統合が行われ、平須賀村が成立したものと思われるが、この間に、上中下田、上中下畠ともにわずかづつだが反取の引上げがみられる。また、慶長十年の中下畠の水流による損免が大きかったことは注目される。慶長十七年から十九年の間は、新田開発、改出による反別面積の増加にもかかわらず、慶長十九年の年貢收取量は大きく後退している。その原因是、下田一町三反歩余の水くさりによる損免引と三斗五升・二斗五升という二通りの石盛の後退、しかも水つかりの下田二町歩が反取二斗五升になつていて、年貢取り、下畠についても同様なことがいえる。ここにおいても、年貢收取の大額な後退を抑止するために二通りの反取とその賦課面積を決定した伊奈氏の意図が考えられる。そして、その基準は、水くさりにより収納不能な反別は損免引とし、水つかり程度の収納減収の反別には、その程度により、反取の引下を行い、年貢を徴収した。以上のような徴租法をとりながら、伊奈氏は、反取を引上、年貢の安定かつ増徴を意図していたと考えられる。しかし、慶長期平須賀村においては、結果的には増徴できなかつた。

### (二) 寛永四年検地と本田の増徴

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢收取

平須賀村では、寛永四年、伊奈忠治のもとで本田新田とともに検地が実施され、表7のように、それぞれ大きな打出が行われた。とくに本田分の打出においては、上田、上畠、中畠が大幅に増加しており、各田畠の品位の上昇が行われている。本田における生産性の向上を背景にしていると思われるが、より高い反取である上位品位に位置づけることにより、年貢増徴を確実に行おうとする伊奈氏の意図を読みとることができる。また年貢割付状をみると、本田、新田を分けて記載するようになるが、新田については、本村、吉岡、赤木、外河内など坪(字)ごとに、上中下各田畠の反取を設定し、さらに、水損等による収納等の変化に応じた二通りの反取と賦課面積を設定するという複雑な形式をもつものになっている。

### (史料14)

(寛永九年)  
申年平須か村御年貢可納割付之事

上田六町式畠八歩

此わけ

五町八反三畠四歩 内堀町歩 付 荒

残三町式反式畠八歩

五斗取

此取拾六石堀斗堀升四合

同堀町六反廿六歩

堀斗取

此取堀石六斗九合  
あか木堀反九畠四歩

五斗取

此取九斗五升六合

表7 近世前期平須賀村田畠面積（単位畝、歩以下切捨）

	本 田							新 田							検 地
	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	屋敷	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	屋敷	
慶長	10	100	50	110	0	27	404	49							寛永4
	17	216	255	916	229	401	1540	75							
	18	↓	↓	↓	↓	↓	1600	↓							
	19	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓							
寛永	9	602	60	0	559	1143	321	155	6	1079	3375	0	295	3326	16
	11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	寛永14
	13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	16	651	0	↓	↓	↓	↓	↓	465	905	4070	509	344	3614	
	18	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	⋮	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	⋮	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	⋮	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	⋮	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	

(船川家文書平須賀村年貢割付状をもとに作成)

中田六反壱歩

此取式石四斗壱合

上畠五町五反九畝八歩

此取式貫五百拾六文

中畠拾壱町四反三畝五歩

此取四貫壱文

下畠三町式反壱畝拾四歩

此取八百四文

屋敷壱町五反五畝五歩

此取壱貫五百五拾式文

同所新田

上田六畝拾五歩

取なし

中田拾町七反九畝廿三歩

此わけ

七町壱反八畝拾八歩 内壱町五反歩

残三町六反八畝拾八歩

此取拾四石七斗四升四合

同式町歩

吉岡此取式石也

壱町壱反五畝歩

残六反五畝歩

内五反歩

付荒

付荒

四斗取

壱斗

百文取

三拾五文取

四斗取

赤木 此取式石式斗七升五合

武町 四反六畝五歩 内七反五畝歩

付 荒

残 壱町七反壹畝五歩

四斗取

此取六石八斗四升七合

下田三拾三町七反五畝廿九歩

下畠三拾三町式反六畝廿七歩  
此取六貫六百五拾四文

此取九百七文

屋敷壹反六畝廿三歩

此取百六拾八文

米合百式拾五石六斗式升五合  
武拾文取

拾六町五反五畝廿三歩 内式町歩

付 荒

残 壱町五反五畝廿三歩

三斗取

此取三拾壹石六斗七升三合

同四町歩

式斗取

付者也、仍如件

寛永九年申霜月五日

伊半十（黒印）

（裏書）

表書員數之内 御赦免之覚

名主百姓中

米五石七斗式合

伊半十（黒印）

永壹貫六百三拾五文 畠石高三而壹分四厘引

右分、為御慈悲御赦免被成候間、田畠

石高を以、郷中百姓共むらなくかり

とり可申候、為其如此也、

申十二月十七日

伊半十（黒印）

（文書館収蔵船川家文書No.九六二）

吉岡 此取八石也

内壹町歩

付 荒

六町八反四畝廿九歩

三斗取

内壹町歩

付 荒

残四町五反四畝廿九歩

付 荒

此取三石六斗四升九合

壹斗取

同壹町三反歩

付 荒

赤木 外河内 此取壹石三斗

三斗取

此取式石五升七合

壹斗取

同式町歩

三拾五文取

此取式石也

中畠式町五反九畝拾壹歩  
近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取

表8 第II・III期平須賀村年貢高表(反取、米合、永合の動向)

年代	本田						新田						米合	永合
	上田	中田	上畠	中畠	下畠	屋敷	上田	中田	下田	上畠	中畠	下畠	屋敷	
寛永9	5斗 1斗	4斗 45文	45文 35文	25文 35文	100文 5斗	丸付荒 4斗5升 3斗5升	4斗 1斗 2斗 1斗	3斗 2斗 1斗	3斗 1斗	35文 40文	20文 35文 20文	100文 100文	125石6斗2升5合 137石7斗2升	16貫602文 21貫925文
11	[ ]	4斗5升 60文	45文 35文	100文 5斗	4斗5升 4斗 1斗	3斗5升 3斗5升 1斗	4斗 1斗	3斗5升 1斗	45文 40文	20文 100文	100文 100文	159石5斗6升1合	23貫498文	
13	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	5斗 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗 1斗	3斗5升 1斗	45文 40文	20文 100文	100文 100文	55石9斗8升5合	27貫571文	
16	丸付荒 5斗5升	60文 70文	50文 60文	35文 40文	100文 100文	丸付荒 4斗5升 3斗5升	4斗 1斗	3斗5升 1斗	45文 50文	30文 35文	100文 100文	66石8斗1升5合	31貫668文	
18	1斗												123石5斗3升7合	36貫354文
20	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	5斗 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	3斗5升 1斗	70文 60文	40文 100文	100文 100文	182石1斗6升4合	38貫486文	
承応2	6斗 1斗		80文 70文	55文 55文	100文 5斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	70文 65文	45文 45文	100文 100文	100文 100文	115石5斗3升	33貫 98文	
明暦元	6斗 1斗		75文 65文	45文 100文	100文 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	65文 65文	55文 55文	100文 100文	100文 100文	22石9斗5升7合	41貫385文	
寛文元	6斗 1斗		85文 75文	55文 100文	5斗 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	75文 75文	65文 65文	50文 50文	100文 100文	203石3斗7升9合	41貫399文	
5	6斗 1斗		85文 85文	75文 55文	100文 100文	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	75文 75文	65文 65文	50文 50文	100文 100文	216石7斗 224石6斗3升3合	44貫612文 47貫923文	
11	6斗 1斗		90文 80文	60文 100文	100文 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	80文 80文	70文 70文	55文 55文	100文 100文	227石5斗9升3合	47貫923文	
12	6斗 1斗		95文 85文	65文 100文	100文 1斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	85文 85文	75文 75文	60文 60文	100文 100文	229石2斗6升8合	47貫923文	
延宝元	6斗 1斗		95文 85文	65文 100文	100文 5斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	85文 85文	75文 75文	60文 60文	100文 100文	234石5斗5升5合	60貫364文	
3	6斗 1斗		95文 85文	65文 100文	100文 5斗	4斗5升 4斗5升	3斗5升 1斗	85文 85文	75文 75文	60文 60文	100文 100文	234石5斗5升5合	60貫364文	
5	6斗		110文 100文	80文 120文	5斗1升	4斗5升 4斗5升	4斗 1斗	105文 105文	95文 95文	80文 80文	120文 120文	234石5斗5升5合	60貫364文	

(船川家文書平須賀村年貢割付表をもとに作成。損免引、各坪(字)ごとの田畠反取賦課面積、若干の新開発分は省略した。)

この時期の平須賀村の年貢収取をまとめたのが表8である。本田分と新田分をまとめ別々に打出したことによる反別の増加と品位の上昇が年貢納高の大額な増徴の要因になつてゐると考えられる。また、寛永九年には、その割付状の裏書に「表書員数之内御赦免之覚」として米五石七斗二合、永堺貫六百三拾五文の赦免が実施されているがこれは表書の米合、永合から、それぞれ壱分四厘、弐分八厘割引されたものであり、損免引、反取の引下以外の伊奈氏の減免措置として注目される。

### (三) 寛永十四年検地と新田の増徴

寛永期平須賀村では、四年にひきつづき、十四年にも検地が実施されている。表8をみると、この検地により、本田においては上田への品位上昇がみられ、上田のみの六町五反一畝十一歩になつてゐる。新田においては、新たな打出とともに、上田・上畠への品位上昇がみられ、大幅な年貢増徴を意図したものであつたことがわかる。とくに、新田分における年貢増徴が本田分に比べて主目的であったといえる。この時期の年貢割付状では、承応二年より辰の改出三反歩、寛文四辰より高入下田四反九畝十二歩、延宝元年より子改出田三反三畝十八歩、畠四反三畝二十四歩などが年貢割付状に記載され、年貢が賦課されているほかは、その記載形式に大きな変化はない。

この時期の平須賀村の年貢収取をまとめたのが表10である。この時期は、さらに次の二つの区分に分けて考察したい。

(寛永十六年—明暦元年)

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徵租法と年貢収取

寛永十四年の検地後まもなくの寛永十六・十八年に大幅な年貢の後退がみられる。本田・新田ともに、ほとんどが水損による損免状態であったことがわかる。畠方の被害がなく田方の被害が大きかつたのは、畠方が中川の自然堤防上に位置するのに対し、田方とくに新田のほとんどが、その後背湿地に位置していたためと思われる。

寛永期後半から明暦期にかけての平須賀村の貢租は畠方永納(二十貫→三十貫→三十六貫→三十八貫→三十三貫)が比較的安定した傾向を示すのに対し、田方米納(五十五石→六十一石→一二三石→一八二石→一五石)は不安定なものであつたことがわかる。このような田方米納の不安定な損免状態に対し、伊奈氏は、上田(八六斗・八五斗)中田(八四斗五升)下田(八三斗五升)というようにように、反取を一気に引下ることをせずに、一斗という低賦課の反取を使い、米納の収納に努力していることがうかがえる。そして、田方のそれぞれの反取の掛数である賦課面積によつても微妙な年貢の変動が行われているのである。このことは、反取の引上によつて年貢増徴を行うという意図が伊奈氏にあり、反取は下げず、もう一つの低賦課の反取を使い分けることにより減免を行い、高賦課の反取が次の段階の増徴の基準となるようにしたものとは考えられないだろうか。

(寛文元年—延宝五年)

この時期は、田方米納・畠方永納ともに順調な増徴傾向を示している。とくに、本田・新田ともに反取の引上による畠方永納の大幅

な増徴が行われている。また田方米納においても、石盛の上昇はみられないが、損免引がなくなり、二つの反取の上位反取への賦課率が高まつたり、延宝五年には二つの反取が上位反取の方へ統一され

(本田上田六斗・新田上田五斗一升・中田四斗五升・下田四斗)、

そのことが田方米納の増徴の要因になつてゐる。延宝五年の田方米納は明暦元年に比べると一〇三%増、畠方永納は七〇%増と大幅な増徴になつてゐる。

近世前期における平須賀村の年貢収取をまとめると次のようになる。慶長期平須賀村においては、下野村同様本田と新田は別々の年貢割付が行われていたと思われる。残された本田である平須賀村の割付状によると徴租法は反取法であり、伊奈氏は水くさり等による収納不能な反別は損免引とし、水つかり程度の収納減収の反別には反取を下げ(二通りの取高)、年貢収取の大幅な後退を抑止しようとした。この徴租法は以後継承された。平須賀村では寛永期に二度検地が実施されたが、それは、明らかに年貢増徴を意図していたと思われる。その方法は、検地の打出とともに、各田畠をより上位の品位に位置づけることであり、四年の検地では本田分が十四年には新田分がより上位品位に位置づけられた。検地後は、反取の引上による増徴が実施された。しかし、その増徴にはかなりの無理があつたと思われる。寛永期には大幅な損免引がみられ、また赦免による割引も実施されている。また、反取もより低賦課の反取(一斗)を別に設定(二つの反取)しなければならなかつた。このような状況

の中で、平須賀村の年貢収取が安定かつ大幅に増徴するのは寛文期以降であった。

### おわりに

以上、近世前期における武藏幕領の年貢収取を伊奈備前守忠次はじめまる伊奈氏支配の村々を中心にして検討してきた。結果をつぎのようにまとめてみたい。  
 ①伊奈氏は忠次以降、代官頭、関東郡代として、武藏幕領支配に大きく携わってきたが、徴租法においては山間地域秩父郡太田部村においては永高法を、東部低地葛飾郡下野村・平須賀村においては反取法を採用した。  
 ②太田部村においては寛文二年の検地を境に、永高法から反取法への転換がなされた。また太田部村の永高法実施期の年貢変動要因については、北遠江幕領でみられた割増、割引がみられたが、大幅なものではなく、寛文検地以前においては増徴はみられず、永高法による畠方年貢増徴のむづかしさを示しているといえよう。寛文二年検地はまさに幕府、伊奈氏にとって年貢増徴を意図したもので、反取法により各畠屋敷の反取を引上げたが、村側の年貢皆済の遅進等、すぐには意図どおりの増徴はできず、近世前期太田部村においての年貢増徴が達成されたのは、寛文期後半になってであつた。また、これら徴租法の基になつた慶長期・寛文期の検地帳の具体的な分析は今後の課題としたい。  
 ③下野村、平須賀村においては、幕領頭初反取法による年貢収取が行われていた。慶長・元和・寛永期には大幅な新田開発が促進され、

新田畠の増加が増徴の一因をなしていた。また反取も各品位に一つ

とは限らず、水つかり等により収納の減った反別にはもう一つの低位な反取も用いられた。寛永期になると、平須賀村では二度の検地が実施されたが、それは新たな田畠の打出とともに、より上品位への集約がなされ、実質的には反取の大変な引上になつた。とくに十四年の検地では、新田分の増徴に主眼がおかれていた。この寛永期の大変な増徴は、米納を原則とする田方ににおいてかなりの無理があつたようだ。延宝五年に反取が一つに統一されるまでは、一斗と水田地域における反取法は、このように田方の状況に応じた実に柔軟性にとるものであった。一方、畠方では、反取引上による増徴がみられた。平須賀村において、年貢収取が安定かつ増徴するには寛文期になってからであり、反取通りの生産基盤が田方に確立したのは延宝五年であったといえよう。

最後に本稿の執筆にあたつて川鍋定男氏からは貴重な助言をいただきました。記して感謝致します。

## 註

(1) (4) 川鍋定男氏「近世前期関東における検地と徵租法」(『神奈川県史研究』47号)

(2) 和泉清司氏「近世初期関東における永高制について—武藏を中心にして」(『埼玉地方史』10・11号)一九八一)

(3) 佐藤孝之氏「近世幕領における永高制—北遠地方の事例を中心に」「近世前期北遠幕領における年貢収取」「近世前期の年貢収取と農村金融—北遠幕領を素材として」(『近世前期北遠三倉領における年貢収取』(『徳川林政史研究所紀要』昭52・53・54・57)

(4) 坂田英昭氏「近世初期武蔵国東部低地における貢租動向—平須賀村年貢割付状の検討を通して」(『埼玉県立文書館報』昭55)

(5) 村上直氏「初期関東幕領における在地支配—伊奈郡代の開発地域を中心にして」(『日本歴史』一八四・一八五昭和38)「関東郡代の歴史的前提—伊奈備前守忠次を中心として」(『徳川林政史研究所紀要』昭43)

(6) 本間清利氏「増補新版 関東郡代」

(7) 和泉清司氏「近世初期関東における新田開発—伊奈氏の開発を中心にして」(『駿台史学』56一九八二)『伊奈忠次文書集成』文献出版昭56

(8) 小沢正弘氏「近世初期武蔵国東部における伊奈氏の新田開発政策」(『埼玉地方史』2一九七六)

(9) 伊奈忠次にはじまる関東郡代伊奈氏は、徳川家康の関東入封後から寛政四(一七九二)年に第十二代忠尊が改易されるまで、幕領支配に大きな役割を果たした。

(10) (11) (史料8)元禄九年下野村將監新田開発覚(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)中の記載がある。

(12) (13) 伊奈忠次が従五位下備前守になったのは慶長五年であり、また花押・黒印の使用年代から、この文書の「申」は慶長元年ではなく慶長十三年である。

(14) 三つ半五つ取は、反当取高(反取)を示すものであり、厘取法による割合を示したものではない。このように、伊奈忠次のころの初期の反取は斗升で示されていない。